

公募型プロポーザルの公告

不登校支援メタバース空間構築業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年10月3日

酒田市長 矢口明子

1 業務の概要

- (1) 業務名 不登校支援メタバース空間構築業務委託
- (2) 業務内容 不登校支援メタバース空間のシステム構築、システムの保守管理
詳細については不登校支援メタバース空間構築業務委託公募型プロポーザル実施要領及び不登校支援メタバース空間構築業務委託公募型プロポーザル仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

- ① 7・8年度酒田市競争入札（見積）参加者登録簿（測量・建設コンサルタント等、物品・役務・賃貸借）に登録されていること。又は、次に掲げる書類を提出し、参加資格を有する者として認められた者であること。
 - ア 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書の写し（いずれも発行から3か月以内のもの）
 - イ 印鑑証明書（原本）（発行から3か月以内のもの）
 - ウ 法人にあっては「法人税」及び「消費税及地方消費税」、個人にあっては「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書その3の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの。）
 - エ（市内に本社又は委任先がある場合）酒田市市税の納税証明書の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの。）
 - オ 委任状（本社から支店・営業所等に委任する場合）
 - カ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約する書面
- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示第580号）に基づく指名停止を受けている者でない

こと。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。

3 参加手続等

実施要領6に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領7に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領9に定めるところにより審査し、受託候補者及び次点者を特定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、市ホームページ（<http://www.city.sakata.lg.jp/>）に掲載する